

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第34回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年3月28日（火）14:00～14:23  
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、菅 美千世、  
多賀谷 一照、永峰 好美、南雲 弘行、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、  
椿 泰文（郵政行政部企画課長）、  
山碕 良志（郵便課長）、  
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

平成26年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可に  
ついて

## 開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたしたいと思います。

本日は、委員9名中ただいま6名が出席しております。南雲委員は欠席ということ連絡いただけていませんので、多少をおくれて出席するものと思われま。また現時点で、定数を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項1件であります。

それでは、諮問第1099号「平成26年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○山碕郵便課長 郵便課長の山碕でございます。本日はよろしくお願いいたします。

お配りしております資料34-1と、別とじて説明資料と右肩に書かれた資料があると思います。諮問書、認可申請書は資料34-1にとじてございますが、本日のご説明は別とじての説明資料という資料に沿って行いたいと思います。

1枚お開きいただけますでしょうか。1ページ目でございます。

今回の案件でございますが、お年玉付郵便葉書等に関する法律、お年玉法に定められました寄附金の配分につきまして、日本郵便株式会社が行います、枠囲みにあります、社会福祉の増進等、10の事業についての公募を行われたところでございます。

寄附金の配分の決定につきまして、2でございますが、お年玉法7条の規定に基づきまして、総務大臣の認可を要すると、また、3でございますが、第11条に基づきまして、総務大臣が認可を行うに当たり、当審議会に諮問することとなっておりますので、今回諮問をいたしたところでございます。

2ページ目をごらんください。今回の寄附金配分団体の公募でございますが、日本郵便株式会社におきまして、昨年8月に配分団体の公募を開始いたしました。対象事業は来年の3月末日までに完了するもので、類型は先ほどの10類型で、それぞれの類型ごとに助成分野というのが6つ、アからカまで定められておりまして、それぞれ申請可能団体はアからオまでの分野が社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人でございまして、カの特別枠の東日本大震災の復興枠に関しましては、これに加えまして一般社団法人、一般財団法人、生協法人、学校法人等の営利を目的としない法人全体が対象となっております。

なお、連続年配分に関しましては、6つの分野のイとカ、活動・チャレンジプログラムと東日本大震災特別枠の場合を除きまして、2年連続して同一団体が助成を受けることはできない制度となっております。

寄附金配分までの流れでございますが、昨年8月に日本郵便におきまして公募を実施いたしまして、11月に受け付けを締め切り、その後、資格審査等の審査、また、社外有識者による審査委員会の審査を行いまして、先月2月17日に認可申請書の提出がございました。本日、この審議会に諮問をしておりまして、答申をいただきましたら認可の上、日本郵便株式会社から配分団体に通知を行う予定でございます。

3ページをごらんください。今回、日本郵便株式会社からございました申請について

でございます。まず配分金でございますが、全体で寄せられた寄附金額がそこにありますとおり5億8,222万円、そのうち配分原資となるものが6億402万円でございます。これは、前年からの繰越金を加えた後、配分にかかる費用を控除して原資としております。差額の1,064万円は翌年度に繰り越すことになっております。

今回の配分団体数は297でございます。配分金、配分団体のほか、配分団体が守らなければならない事項ですとか、監査に関する事項をあわせて定めることになってございます。

4ページ目をごらんください。寄附金配分の考え方でございますが、先ほどご紹介いたしました適格性、法人格ですとか連続配分の制限等の審査のほか、配分審査といたしまして、1件当たり2名の審査委員により審査・評価を行っていただきまして、内容のほか、定量的条件といたしまして、下にございますような申請額が比較的少額であるもの、自己負担額の割合が高いもの、繰越剰余金がより少額なものについて、これらの条件を加味した上で優先順位をつけたということでございます。

4ページ目の下のところ、団体からの申請が全部で870件、額にしまして23億円余りございまして、その中で日本郵便株式会社の配分案といたしましては297件、6億円余りを配分の案として申請がございました。採択率は件数にして約34%、金額にして約26%でございます。

5ページをごらんください。申請内容につきまして、事務局で審査した結果でございますが、全体としては法の規定に適合したものと認められることから認可することが適当であると考えております。表の中、最初でございますが、まず、取りまとめた寄附金から控除される費用、発行、販売、寄附金の取りまとめに関する費用、あるいは、監査等に関する費用、これらについては右の理由にありますとおり適切に積算されている、また、法律に定められた限度額を超えないということであるので、妥当なものと考えております。

6ページ目でございますが、そのほか寄附金の充てられる費用の内容についても審査の過程で外部の審査委員会等の審査を経てきておりますので、その他の事情も含めて公正であると認められると考えております。そのほか、配分団体が守らなければならない事項、配分金の返還に関する事項等についても、必要十分なものが定められておるということで、妥当なものと考えております。

諮問内容のご説明は以上でございますが、今日、せっかくの機会でございますので、過去にこの寄附金を受けて行った事業の中で、会社から比較的効果が上がっていると思われる事業を幾つかご紹介いただきましたので、後ろのほうでございますが、資料26ページ目をごらんいただけますでしょうか。今日、この機会をかりまして、ご紹介したいと思います。

平成24年の年賀、2年前でございますが、直近の既に終了した年の事業の中で幾つか効果が上がっていると思われるものをご紹介したいと思います。まず、26ページ目が活動・一般の類型でございますが、NPO法人の日本コンチネンス協会が246万円の配分を受けまして、お年寄りや障害者のための排泄の悩みに関する電話相談という事業をされているんですけれども、これを寄附金の配分を受けて強化したということで、事業内容のところにありますとおり、相談員を5名から28名に増やした結果、相談件

数が1.7倍に増えたこと、また、今回の事業では転送電話システムを導入して、それまでは相談を受けられる方が本部に出勤して電話を受けられていたようなのですが、各相談員のご自宅に転送できるようになったために、相談員が在宅のまま電話を受けられるようになったという効果があったというのが1点目でございます。

27ページをごらんください。活動・チャレンジプログラムの類型でございますが、北海道の特定非営利活動法人のNATURASが50万円の配分を受けまして、教育プロジェクト事業ということで、函館の町並みにございます、れんがの建造物をモチーフにして小中学生たちがオリジナルのミニチュアレんがの家をつくって作品展を行ったということ、これを通じて町に対する興味ですとか、歴史、文化、郷土愛を育む成果があったという報告がございます。製作の活動が4回、70の方が参加されて、24年の12月10日から25日まで作品展を実際に行い、800の方が来場されたということでございます。

3点目が28ページ目でございますが、ウの施設改修の類型で、青森県の特定非営利活動法人が文化財保護ということで470万円の配分を受けまして、国の登録有形文化財になっているということですが、農家のお蔵が老朽化してきておったので、亀裂や屋根などの改修工事を行って補強をしたということでございます。事業を行った翌年の平成25年度には3,250の方がこちらを教育旅行で来られたという報告がございました。

下の機器購入の類型でございますが、これも北海道の社会福祉法人が養護老人ホームですとか、在宅のお年寄り世帯の除雪ボランティアの方に使っていただくための除雪機を購入したということで、164万円の配分を受けて事業を行ったと。従来の除雪機では自走、自分で動いて除雪作業をすることができなかったようなのですが、新しい機器では自走ができるようになったので作業が効率化したと、降雪期は毎日2回から4回程度使用されているということでございます。

29ページをごらんください。宮崎県社会福祉法人が送迎用の車両を更改したと、227万円の配分を受けて行いました。この社会福祉協議会では町民の地域福祉活動ですとか、ケアハウスの事業をされているそうですが、その入居者、あるいは児童館を利用される児童の送迎用に手すり等がついた車を購入して、大体月に15日ぐらい宮崎県内全体で使っているということでございます。

最後、6点目でございますが、30ページ、東日本大震災復興枠でございます。東京都の公益財団法人が500万円の配分を受けて、東日本大震災の被災を受けました岩手県、宮城県の8つの自治体の公立小中学校、全99校に図書や教材の寄贈をしたということで、全体で約3,000冊(セット)の図書・教材を送って、学校に使っていただいたという事業が報告されました。

今、ご紹介したのは過去行った事業でございますが、今回寄附金の配分を行った事業でも同様にできるだけ効果があるような形で、また会社とも相談をいたしまして、効果を一般の方によく理解していただき、寄附金葉書の購入が今後さらにいい循環に進むことを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○永峰委員 ありがとうございます。具体的な例がわかると、よく理解ができて非常にいいのではないかと思います。教えていただきたいのは、2点あります。1つは寄附金の配分額は申請額に基づいて決めているのかどうか、どういうふうに決めているんですかということ。もう1点は、一定の自己負担額とありますが、主に大体どのぐらいの自己負担額を基準にしていращやるのか、基準があるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○山碕郵便課長 配分額自体は申請額に基づいて行っておりますので、申請額に応じて配分をすると、そのまま配分するのが基本的な考え方です。

自己負担額については、参考資料の18ページですが、会社が公募で使いました要項の細かい記述があります。18ページの8、申請事業に期待する項目及び優先度合いというところの(2)のイのところですが、本文としては割合が大きいほうを優先しますとありますが、括弧の中で具体的には10%以上であることを期待しますという要項ですので、これが1つの目安になって審査を行っていると思っております。

○永峰委員 そうしますと、今、挙げていただいた例でも、自己負担額のパーセントはそれぞれ違うということですよ。

○山碕郵便課長 個別には承知しておりませんが、おそらく同じということはないと思いますので、それぞれ違っていると思います。

○永峰委員 はい。

○南雲委員 ちょっといいですか。南雲でございます。おくれまして大変申しわけございません。

今のご説明をいただきました、30ページの東日本大震災の被災者救助・予防の関係で、1ページ目でございます配分対象事業の2番目の風水害、震災等非常災害による被災者の救助またはこれらの災害の予防ということで、この内容が対象事業になったと思うんですが、特に東日本大震災は、一般的に言われる災害とは事情が違って、寄附金は葉書からやらなくても国の復興特別にかかわるところからいろんな事業をやっているわけです。

年賀葉書の寄附事業としてやるよりは、ほかの事業を対象にしてあげたほうが、やろうとしている方々への支援というのはあるのではないかと、今日、せっかく東日本大震災の被災者予防・救助ということで出していただいたんですが、東日本大震災にかかわる内容には、特に岩手県の公立小中学校99校ということになると、国全体として取り組んでいる内容としてやっているにもかかわらず、また葉書でやらなければいけないことについて、私は違和感を持ったんですが、ご説明いただければと思います。

○山碕郵便課長 東日本大震災復興枠自体は、おっしゃった国ですとか、地方公共団体による復興支援の枠組みが幾つかほかにはたくさんあるのはそうだと思います。ご意見いただきましたので、次年度以降についてはご検討させていただければと思いますが、寄附金の事業自体は、先ほどご紹介したとおり、申請可能団体が公益性のある、国とか地方公共団体に比べれば比較的小規模な事業を行う法人です。ですので、この枠をつくった考え方としては、そうした主体の違いによる一定のすみ分けを考えて行ってきたものと認識しておりますが、今、お話をいただきましたことでもありますので、事務局で整理をしたいと、次年度以降どうするか検討させていただきたいと思っております。

○今林郵政行政部長 よろしいですか。東日本大震災の関係というのは、委員がおっしゃったように特別な災害でございましたので、国としても大きな復興枠を設けて今、復興に向けて全面支援を行っているということでございます。他方で、いろんな形のご支援というのがあると思います。もちろんお金でなくてボランティアの方々が行っておられるものから、自主的にいろいろなところから寄附をされているものまでございます。

ちなみに、16ページをお開きいただきますと、この助成事業に他の補助金・助成金を加えて実施することはできませんとございます。復興の関係でいろいろな支援があるのは確かにございますが、その都度県なり復興庁なりで判断して、優先順位を決めてやっていると思いますし、なるべく早くということで、適時適切にやっていく観点で、それぞれの今回申請された方がそれを待ってはなかなか支援が受けられないというご判断で申請されてこられたのではないかと拝察します。

今の内容については、私どもももう一事情を聞いてみたいと思いますが、おそらくそういう事情があって、ほかの補助金や助成金支援を待っては、小学校などで、もうすぐ卒業してしまうような方々に、今すぐにでも支援をしたいというお心持ちで申請をされたのだと思いますので、おそらく、日本郵便株式会社でもそういう事情をくみ取って、委員の方々にも、有識者の方々のご意見も聞きながら判断されたのではないかと思います。事情はもう一度精査してみたいと思います。

○樋口分科会長 今、事例についての26ページからの紹介は、既にもう交付をされて実績を上げられたものについてです。本日の諮問につきましては、資料34-1の後半にありまして、別添資料1の1ページから15ページまでです。東日本大震災の救助・予防助成については、ここに書いてありますように24団体が今、候補として選定されているということであります。それ以前のページを見ますと、社会福祉の問題とか、それぞれ項目別にリストがありますので、今回の諮問については、ここの団体のところを見ていただいて、もし不都合があれば議論していただければと思います。圧倒的に社会福祉の増進目的の団体が多いといえるでしょうか。。

ほかに何かございませんでしょうか。1つ、すいません。私からですけど、実行された場合の最終的な監査はそれぞれの交付された団体が自分で監査して、日本郵便株式会社に報告をするという形ですか。それとも、日本郵便株式会社のほうで監査を何らかの形で全部について監査されるというシステムになってていますか。

○山崎郵便課長 団体によっても行われますが、日本郵便株式会社も全体の事業について監査というか監査に関する事務処理を行うことになっております。両方で行うことになってます。

○樋口分科会長 じゃあ、双方で行うということでよろしいでしょうか。

○山崎郵便課長 はい。

○樋口分科会長 他にいかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見ございませんようでしたら、諮問第1099号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申してはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

本日、用意されました審議事項は以上ですが、この際、各委員の方々から議論すべきことがあれば、何か出していただければよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から何かありますか。よろしいですか。

1つの諮問事項での議論でお忙しいところご参集いただき、恐縮しておりますが、それでは、これで本日の会議を終了といたします。次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

以上で、この会議は閉会とします。ありがとうございました。

閉 会